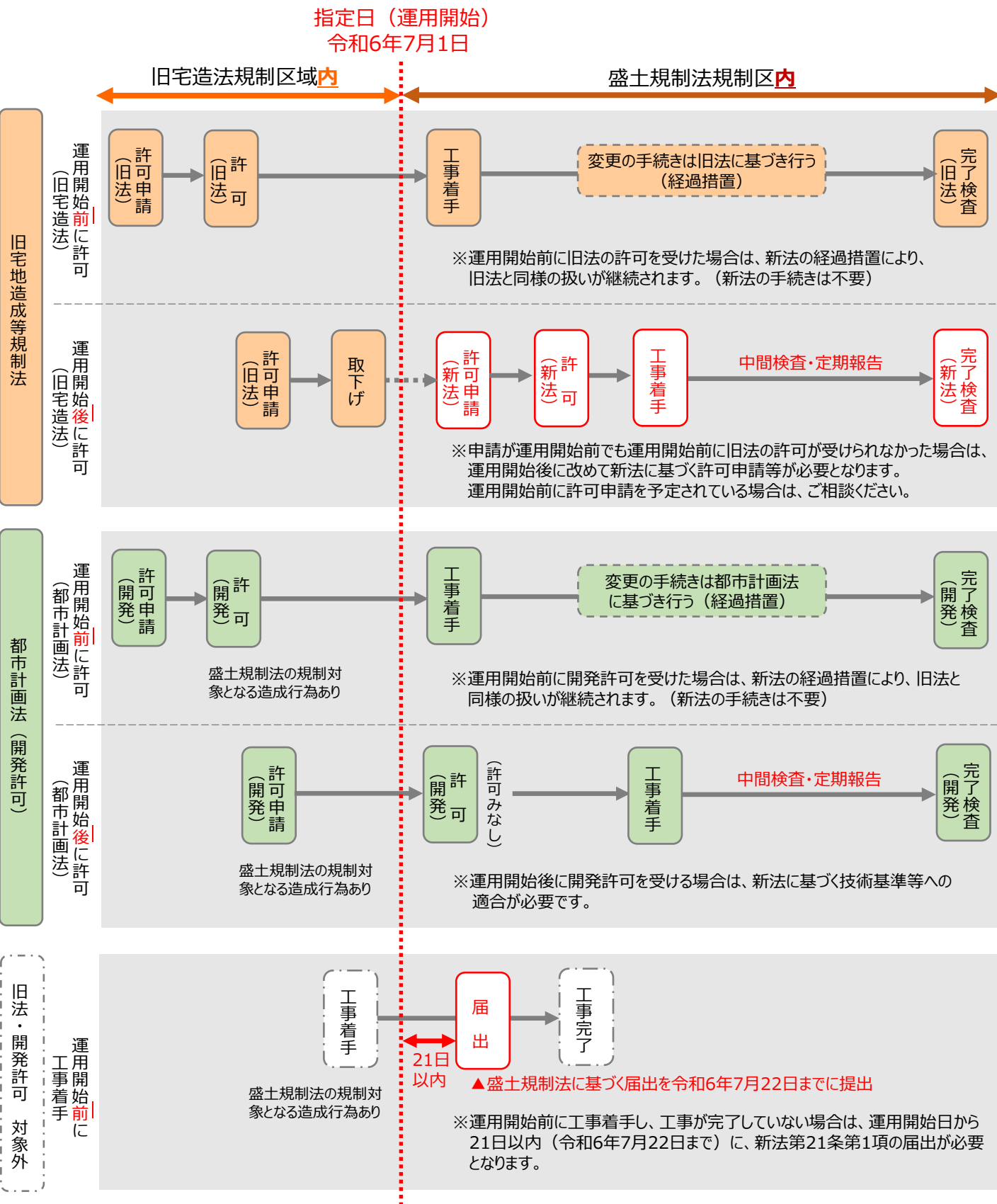


# 宅地造成等工事規制区域の指定日前後の許可申請等に関する取扱いについて

宅地造成等工事規制区域の指定日（令和6年7月1日）前後では、許可申請（宅地造成等規制法、盛土規制法、都市計画法）や工事着手に関して、届出もしくは再度の許可申請が必要になる場合がありますので、留意していただきますようお願いいたします。

○宅地造成等規制法（旧法）の規制区域 **内** から盛土規制法（新法）の規制区域 **内** となる場合



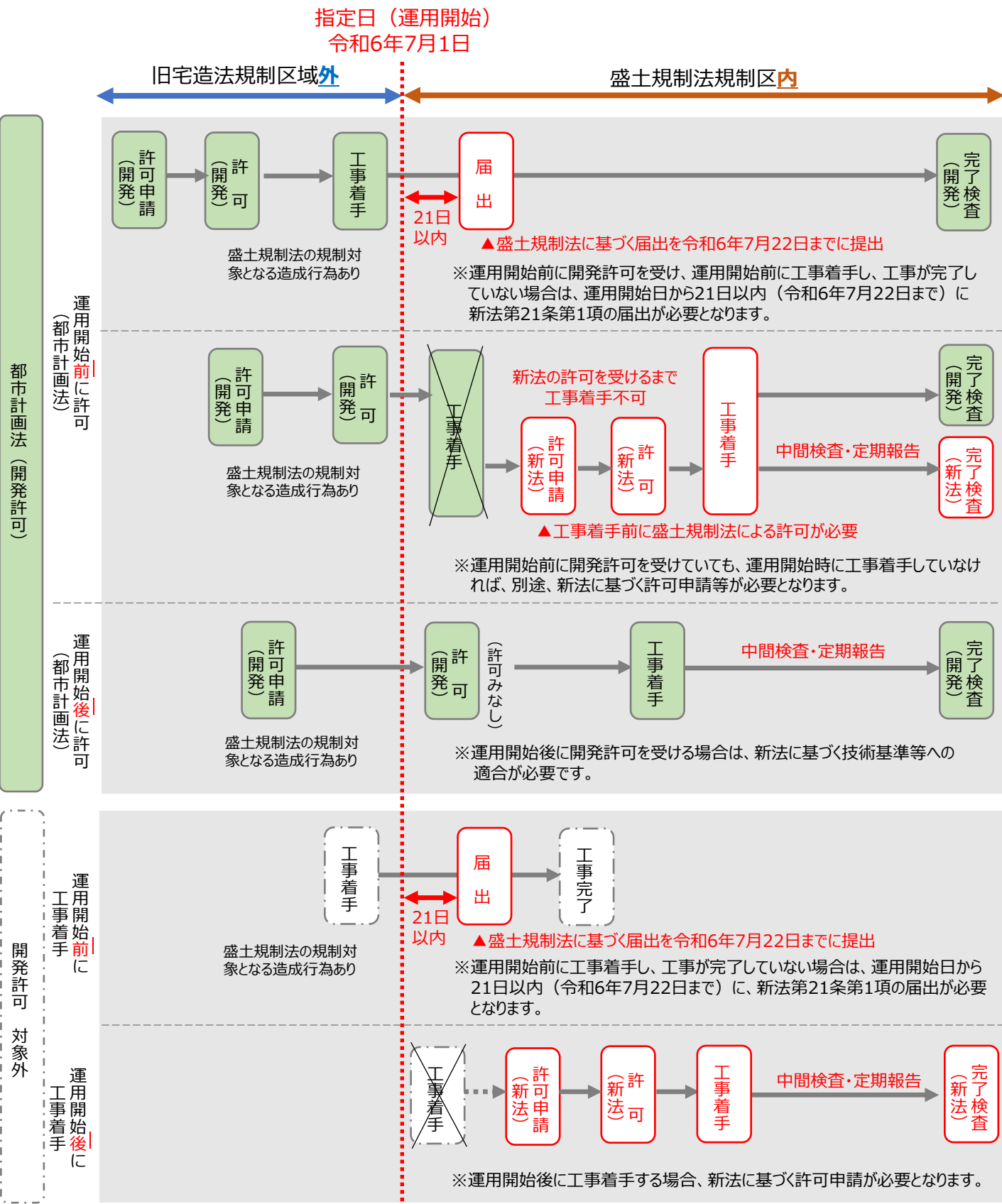
## ＜中間検査・定期報告＞

都市計画法による開発許可を受けた工事でも、盛土規制法の規制対象となる行為がある場合には、盛土規制法の許可を受けたものとみなされ、中間検査や定期報告など、盛土規制法に基づく手続きが必要となる場合があります。

# 宅地造成等工事規制区域の指定日前後の許可申請等に関する取扱いについて

宅地造成等工事規制区域の指定日（令和6年7月1日）前後では、許可申請（宅地造成等規制法、盛土規制法、都市計画法）や工事着手に関して、届出もしくは再度の許可申請が必要になる場合がありますので、留意していただきますようお願いいたします。

○宅地造成等規制法（旧法）の規制区域 **外** から盛土規制法（新法）の規制区域 **内** となる場合



## ＜中間検査・定期報告＞

都市計画法による開発許可を受けた工事でも、盛土規制法の規制対象となる行為がある場合には、盛土規制法の許可を受けたものとみなされ、中間検査や定期報告など、盛土規制法に基づく手続きが必要となる場合があります。